

おおふなと 社協だより

2018年 10月号



ホームページの
「今日のにこにん」も
見でけらっせん。



[http://
ofunato-shakyo.com](http://ofunato-shakyo.com)

【特集】日常生活自立支援事業	2 ~ 3
笑顔絶えない里親バーベキューサロン	4
100円持ってお茶会に行こう！	4
地域の敬老会開催を支援	5
自分の手で作り上げる楽しみ	5
お知らせ	6 ~ 7
輝き人	8



今月の表紙

かわばたきよとみち
川端清人さん・美智さん

ひろとさき
寛人くん(9歳) 爽生ちゃん(7歳)

キクヨさん



安心を一緒に手伝い

日常生活 自立支援事業



安心して暮らしたい」という願いは、多くの人たちに共通するものです。内閣府の実施調査によると約68%が「自分の健康や病気のこと」が不安であると回答し、そのうち約55%が「認知症」により、自立した生活が送れなくなることに不安を感じています。

実際、認知症患者数は年々増加しており、平成37年には5人に1人が認知症になるとされています。また、知的障がいや精神障がいを抱える方も年々増加しており、過去10年で60万人以上増えました。

社会福祉協議会では、だれもが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう福祉サービスの利用手続きの援助や代行、またそれに伴う金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

具体的には「介護保険関係の書類が来ているけど、どう手続したら良いか分からない」、「物忘れが多くて財布や預貯金通帳をどこにしまつたのか心配が絶えない」、「計画的にお金を使いたいけど迷ってしまう」という悩みがある人などを利用しています。

「これからも住み慣れた地域で

安心して暮らしたい」という願いは、多くの人たちに共通するもの

です。

内閣府の実施調査によると約68%が「自分の健康や病気のこと」が不安であると回答し、そのうち約55%が「認知症」により、自立した生活が送れなくなることに不安を感じています。

実際、認知症患者数は年々増加しており、平成37年には5人に1人が認知症になるとされています。また、知的障がいや精神障がいを抱える方も年々増加しており、過去10年で60万人以上増えました。

社会福祉協議会では、だれもが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう福祉サービスの利用手続きの援助や代行、またそれに伴う金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

具体的には「介護保険関係の書類が来ているけど、どう手続したら良いか分からない」、「物忘れが多くて財布や預貯金通帳をどこにしまつたのか心配が絶えない」、「計画的にお金を使いたいけど迷ってしまう」という悩みがある人などを利用しています。

○利用可能な対象者

判断能力が十分ではない人で、契約や本サービスを利用することを理解できる人（具体的には、①認知症、②知的障がい、③精神障がいを抱える人）。

※医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者手帳を所持している人に限られるものではありません。

○サービスの内容

1 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービス申込、契約手続きの代行、代理

- ・福祉サービスの利用料を支払う手続き

2 日常的金銭管理

- ・福祉サービスの苦情解決をするための手続き

- ・年金や福祉手当などの受領に必要な手続き

3 書類等の預かり

- ・ご本人名義の預貯金通帳、年金証書、権利証、

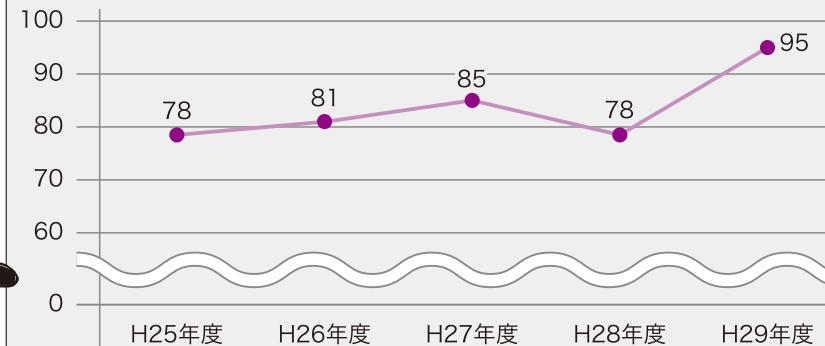
- ・保険証書、印鑑など

○利用料金

相談や支援計画作成費用は無料です。サービス料は、1時間あたり1,300円。なお、生活保護を受けている人は無料です。

り1,300円。なお、生活保護を受けている人は無料です。

気仙地区における日常生活自立支援事業利用者数推移
(単位：人)



利用者さんが増えてきて、サービスが少しずつ定着していることがわかるね。



○日常生活自立支援事業と成年後見制度の違い

日常生活自立支援事業と同様に、判断能力が十分ではない人が利用できる制度に「成年後見制度」があります。

成年後見制度は、認知症や知的、精神障がいを抱えていることにより「契約行為を理解することができない人」の権利や財産を法的に守ることで、安心した生活が送れるよう支援するものです。

一方、日常生活自立支援事業は、「契約行為ができる人」が対象で、法律に基づいた制度ではないため、支援内容は日常生活の範囲に限られます。介護サービス等の利用手続きの援助はできても施設入所の援助はできない、預貯金通帳や不動産権利書等の保管はできても処分はできない等、重大な行為はできないこととされており、この部分が成年後見制度との大きな違いです。

社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、この二つの取り組みが適切に利用できる仕組みづくりについても進めていきます。

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
利用対象者	判断能力が十分ではない人 後見、保佐、補助の3分類に分けられる	判断能力が一定程度あるが（契約内容を理解できる程度）、十分ではない人
相談窓口	地域包括支援センター、家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士等	社会福祉協議会
担い手	家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人	社会福祉協議会
手続き方法	家庭裁判所へ申立、裁判官の判断で後見開始	社会福祉協議会に相談・申込後、本人と社会福祉協議会が契約
支援内容	財産管理・身上監護に関する法律行為 同意権・取消権・代理権	福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス 書類等の預かりサービス
費用	すべて本人の財産から支払う（家庭裁判所が決定） ※成年後見制度利用支援事業利用により減免等有	1時間あたり1,300円 ※生活保護受給者は全額免除

利用までの流れ

相談受付

社会福祉協議会へご連絡ください。
どなたでも構いません。相談内容は
もらしません。

相談・打ち合わせ

専門員がお宅にお伺いいたします。
本人の困りごとや契約意志、能力の
確認をします。

支援計画の作成

困りごとについて本人と一緒に考え
ながら支援計画をつくります。その後、
契約内容・支援計画を提案します。

契約、サービス開始

契約内容・支援計画に納得をいただ
ければ、本人と社会福祉協議会が利
用契約を結びます。その後、支援計
画に沿って、生活支援員がサービス
を提供します。



まずは、どんなことで困っているのか相談にのります。
27-10001へご連絡ください。

笑顔絶えない里親バーベキューサロン



地域全体で親子を支えています。

9月17日（月）岩手県里親会気仙支部では、陸前高田市の下和野会館で「里親バーベキュー」を行いました。里親制度は、様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持つた家庭環境の下、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもを健やかに養育する制度です。気仙支部では親睦を図ること

を目的に年間5回のサロンを開催していますが、今回は親子、関係者を含めて21名が参加し、和やかな雰囲気のなかでバーベキューを楽しみました。

参加した里親の方からは、「今まで夢中で育ててきました。現在は、一人立ちして順調に生活してくれているのでほつとしています」「里親となつた当初は、怒るのも気が引けていたけれど、ある時を境に実の子と変わらず接することができるようになりました。今ではお互いに気を使わず楽しく生活しています」という話を聞くことができました。

岩手県里親会気仙支部の田村敏夫会長は、「里親に対する理解や認知度が少ないため、里親登録数が伸び悩んでいる現状があります。まず、里親についても知つてもらいたいと思つています」と話しています。



毎月、アットホームな雰囲気で開催しています。

三陸町吉浜・中通地区で開催されているサロン「ひまわり」は、昨年4月に、吉浜地区助け合い協議会の協力のもと、代表の中井澄子さんが近隣住民に「100円持つてお茶会に行こう」と声をかけ、始まりました。サロンの参加者は、現在8名。開催日はウニやアワビの開口等をさけ、会員同士で相談して決定します。

会場は会員の自宅を持ち回り

しております、歩いて通える範囲で開催しています。

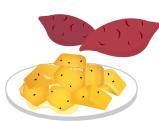
9月に開催されたサロンの会場は、中井澄子さん宅。仲秋の名月にちなんで、会員のみなさんでみたらし団子を作り、それをほおばりながら、家庭菜園の話で盛り上りました。

主な活動は、折り紙や手芸、編み物、料理などで会員が得意な分野で先生となり、みんなで教え合っています。

「ひまわりが始まって、みんなで集まる機会が出来て嬉しい」「歩いて行ける場所だから参加しやすい」と参加者のみなさんのは口を揃えていました。

「無理しないことが一番。開催日も活動内容も、みんなで決めます。『サロン』と難しく考えず、近所のみんなでお茶っこ飲みをする、アットホームな雰囲気をこれからも大事に活動を続けたい」と会員のみなさんは話していました。

100円持つてお茶会に行こう！サロン「ひまわり」



地域の敬老会開催を支援

敬老会開催事業支援助成金



待ちに待った年に1度の敬老会。
乾杯をして、楽しい時間を過ごしました。

高齢者福祉の向上と地域のコミュニケーションを作りを支援することを目的として、大船渡市内の地区公民館が開催する敬老会に、助成金を交付しています。

この助成事業は、従来の敬老記念品贈呈事業（長寿紫座布団）に替わるものとして今年度から新たに実施しており、各地区公民館で敬老会開催費用に活用されたほか、85歳を迎える方々に記念品を贈呈した地区もありました。

夫さんは「助成金を使つて85歳を迎える27人に記念品を贈呈しました。敬老会担当の婦人会の方々と相談して、記念品は夕才ルセットにしました。敬老会を楽しみにされているお年寄りはたくさんいて、参加者が『明日も頑張るぞ』と、意欲を掻き立てられる機会になっています」と話してくれました。

9月24日（月）に大船渡アーバンで開催された吉浜地区敬老会には、敬老対象者268人のうち最高齢107歳を含む61人が出席しました。会話や食事を楽しむ中、ご長寿の方々の紹介や、フラダンスなどの余興が披露され、皆で長寿のお祝いをしました。

参加した菊地弘子さん（77）は「元々婦人部の係で敬老会を手伝っていましたが、数年前から自分も参加するようになります。吉浜の敬老会は、温かく良い雰囲気で、今年も顔なじみの友達と一緒に参加することができます」と話していました。



自分の手で作り上げる楽しみ 生きがい講座「陶芸教室」



集中して制作に取り組む受講生のみなさん。
ベテランの先生が丁寧に指導してくれます。

9月5日（水）から生きがい講座「陶芸教室」が開講し、6人が参加しています。全12回の陶芸教室では、粘土の練り方や成型、釉掛けなど、陶芸の基本技術を習得できるほか、焼きものの歴史や土の種類など、陶芸に関する知識も学ぶことができます。

教室ではマグカップや花瓶、大きな壺など、約10作品を制作し、同じテーマの作品でも、色や形が異なるオリジナルの作品

が完成します。

受講生の藤原さんは「友達に、『大船渡市内の人だけではなく、氣仙管内の人も受講できるよ』と誘われたので、今回参加してみました。最初は、簡単にできると思つていましたが、陶芸は奥が深く、粘土の練り方は難しいです」とのこと。

一緒に教室を申込んだお友達の平野さんは「色々な作品を自分の手で作れるのが、すごく楽しいです。他の受講生とも毎回顔を合わせるので、知り合いになりました。次は茶碗を作る予定で、難しそうですが楽しみの方が大きいです」と話してくれました。

講師の菅野真一先生（陶芸サークル一点舎）は、24年前に当時の陶芸教室を受講し、その後、創作活動を続けてきました。「陶芸の仲間が増えてくれるのはうれしい。教室終了後も、ずっと陶芸を楽しんでもらいたい」と話してくれました。



*子育て支援事業情報

つどいの広場イベント

下記の日程でイベントを開催します。お気軽に越しください。
場所 大船渡市Y・Sセンター

つどいの広場イベント日程（11月）

開催日	内 容	時 間
1日(木)	はじめてさんの日	午前10時～午後4時
	成長記録カード作り	午前10時～正午 午後1時～4時
2日(金)	成長記録カード作り	午前10時～正午 午後1時～4時
14日(水)	ともみんの健康相談	午前10時～正午
15日(木)	ハローワークお仕事相談会	午前10時30分～正午
	わいわいトーク	正午～午後1時
21日(水)	ぼうさいカフェ	午前10時～正午
22日(木)	かすみんの栄養相談	午前10時～正午

おでかけひろば

出張「つどいの広場」です。乳幼児の子育てをしている方ならどなたでも利用できます。

日 時 毎週火曜日午前10時～午後3時
場 所 大船渡市防災観光交流センター

2階和室

※慢性・先天性疾患、低体重出生児、発達障がいなど配慮が必要なお子さんのためのおでかけひろば「ゆるり」は11月7日（水）（午前10時～正午）に開催します。



*岩手県福祉人材センター情報

介護のしごと相談

キャリア支援員が介護の職場に就職したい方などの相談に応じます。相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。なお、13日については、お子様連れでも相談できます。

介護のしごと相談日程（11月）

開催日	場 所	時 間
5日(月)	Y・Sセンター	午前9時～午後4時
8日(木)	ハローワーク	午前10時～正午
12日(月)	Y・Sセンター	午前9時～午後4時
13日(火)	防災観光交流センター	午前10時～午後3時
22日(木)	ハローワーク	午前10時～正午
26日(月)	Y・Sセンター	午前9時～午後4時

申込・問い合わせ先

岩手県福祉人材センター 坂本さん
電話 080-8201-0200



申込・ 大船渡市社会福祉協議会
問い合わせ先 電話 0192(27)0001(代表)

*支えあいまちづくり事業情報

しあわせ・どっと・こむ

日頃の出会いの機会が少ない方を対象に、気軽に参加できるパーティーを開催します。参加を希望する人は事務局までお申込みください。

日 時 12月1日（土）
午後4時15分～8時30分
(受付午後3時45分)
場 所 ゲストハウス大船渡アーバン
定 員 25歳から59歳までの独身男女
各15人ずつ
参加費 男性4,000円、女性2,000円（女性
限定割引あり※）
※①友達割引…2人以上の申込で
1人1,000円
②早期申込割引…11月9日（金）
までの申込で1人1,000円
申込締切 11月21日（水）

「しあわせ・どっと・こむ」は
こちらより参加の申し込みが出来ます。



陽だまりサロン

誰でも参加できます。ご近所お誘いあわせの上、お近くのサロンへお越しください。

時 間 午前10時から正午（猪川地区公民館でのサロンは午後1時まで）
内 容 血圧測定、軽体操、ゲーム、手芸、
お茶っこなど

陽だまりサロン日程（11月）

開催日	場 所
2日(金)	吉浜地区拠点センター
7日(水)	崎浜公民館
14日(水)	鷹生公民館
16日(金)	下中井公民館 綾姫ホール
20日(火)	猪川地区公民館

義援金の受入（9月分）

平成30年7月西日本豪雨災害

大船渡市立綾里小学校様、大船渡市立日頃市中学校様、ルポゼ様

平成30年北海道胆振東部地震災害

村上岩根様

平成30年度福祉のまちづくり支援事業

地域において身近な福祉課題に取り組んでいる団体を支援するために、下記助成事業を行います。希望する団体は事務局までお申込みください。

受付期間 11月30日(金)まで

助成金額 10,000~200,000円

対象経費 平成31年度の活動に使用する、
または活動拠点立ち上げに必要な
機器・用具の購入経費

*老人クラブ情報

平成30年度大船渡市老人クラブ大会

下記の日程で大船渡市老人クラブ大会が開催されます。お誘いあわせの上、お越しください。

日 時 10月24日(水)

午後1時~4時10分

場 所 大船渡市民文化会館「リアスホール」
内 容 表彰、演芸発表会等

参加費 無料

ホームページで社協活動を
日々更新中です。

<http://ofunato-shakyo.com>



今月の表紙

川端清人さん
美智さん
寛人くん(9歳)
爽生ちゃん(7歳)
キクヨさん
(赤崎町在住)

キクヨさんの応援の元、
先月開催された「ポート
サイドマラソン大会」の
「ファミリー」の部に出
場した川端ファミリー。
清人さんと寛人くん、美
智さんと爽生ちゃんがそ
れぞれペアを組み見事
3kmを走り切りました。
寛人くんは「来年もまた
参加したい！」と笑顔で
話してくれました。家族
全員で参加するって、と
ても素敵ですね。

*就労準備支援事業情報

フリースペース

就労準備支援事業では15~65歳のお仕事をされていない人で、「働く」ことに不安や悩みを抱えている人を対象に、体力づくりの機会をつくっています。参加を希望する人は事務局までお申込みください。

日 時 毎週木曜日
午後1時30分~3時30分
場 所 大船渡市Y・Sセンター
内 容 卓球、スポーツ吹矢など
持ち物 上靴

*声の福祉図書館事業情報

朗読研修会

下記の日程で朗読研修会を開催します。受講を希望する人は事務局までお申込みください。

日 時 11月6日(火)
午後1時30分~3時30分
場 所 大船渡市総合福祉センター図書室
定 員 15人
参 加 費 無料

*赤い羽根共同募金情報

平成30年北海道胆振東部地震災害義援金

下記の日程で義援金を募集します。
受付期間 平成31年3月31日(日)まで
受付場所 大船渡市Y・Sセンター
(大船渡市立根町字下欠125-12)
そ の 他 救援物資・物品は取り扱いません。

「ふくし川柳」

課題 「鏡」 富谷英雄選

ママ床屋孫は鏡とにらめっこ
早起きが鏡の笑顔引き伸ばし
心まで映る鏡に我忘れ
まだ生きる鏡と語る夢の数

佳作

このころは 鏡を見ると 母が居る

大・岩渕ヨシエ

(評)鏡を見ると、そこには何と亡き母にそつくりな自分の顔があ
えて漢字を使つたことで、より存在感が出た。

- 10月号課題「雑詠」
- 締め切り 11月5日(月)必着。
- 1人1句。
(自信作をひとつ)
はがき使用。
- 投句先 立根町字下欠125-12
「Y・Sセンター」内
大船渡市
社会福祉協議会
「ふくし川柳」係
- その他 作品によっては、
添削する場合もあり
ます。投句者の氏名
にはフリガナをつけ
てください。

立・越立・末・
立・武平田・滝田
み・栄夫博昭澄子



輝き人

にい ぬま ゆみ
新 沼 真弓さん (45歳)

大船渡町在住。平成25年12月、防災士資格取得。イベント等において身近な防災・減災を伝えている。3.11の教訓から、長期保存可能なドライフルーツの製造・販売にも取り組んでいる。



もつと身边に防災・減災を感じてもらいたい

●きつかけは思いがけない一言

東日本大震災から半年が経ち、落ち着きを取り戻し始めた頃、主人の勤務先である福祉施設で90歳代のおじいさんが息子に、こんな話をしていたそうです。

「津波のこと、しつかり覚えておきなさいよ。また今後、津波がきたときも、ちゃんと自分の身を守るんだよ」

そのおじいさんは今まで3回の津波を経験されたそうです。そこで私は「海の近くに住むとということはこういうことか」と思い知られ、当時何も出来なかつた思いが蘇りました。この出来事で、私は防災士の資格を取得しようと決意しました。

●ぼうさいカフェ

震災直後の避難所に、4ヶ月の赤ちゃん連れのお母さんが避難していました。まだ支援物資も届かない状況を目の前に、私も

は何もできませんでした。

今年の3月から隔月で「ぼうさいカフェ」をつどいのひろばで開催していますが、参加するママの中には震災後に引っ越し始めた方もいて、経験していな

い方へ伝えることの難しさを感じています。子育てでいっぱいいっぱいで防災・減災に関する備えは後回しになってしまふ気持ちも理解できます。実際に自分もそうだったからです。

●身近なもので支援につながる

防災専用のグッズを揃えなくできる方法を伝えるように心がけています。例えば、新聞紙で食器やスリッパが作れたり、ビ

ニール袋と鍋でご飯やおかずを作れます。ダンボールで個室を作れば、トイレや授乳室の代用になります。支援物資が来るまでの間、新聞紙や段ボール、オムツやペットシートなど、少しでも良いので、家にあるものを避難所へ届けることも支援に繋がると思っています。

●生活の中に取り入れてほしい

防災士になつても、災害を防ぐことはできません。東日本大震災を経験し、子ども達に同じような思いをさせたくない、子ども達に伝えていきたい思いで活動しています。「非常時」の備えを「日常」に取り入れ、視点を変えることで、自分も、誰かも助かります。防災・減災をもっと身近に感じてもらえるよう、今後も活動していきたいです。

